

## 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

輪島の自然・歴史・文化・風土などにより形成されてきた建築形態・意匠を色濃く残している建造物や、地域の景観と調和しこれからの景観形成を先導するような建造物等を、景観重要建造物として指定します。

景観重要建造物は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる建造物で、以下の事項に該当するものとします。

景観重要建造物周辺においては、当該景観重要建造物との調和に配慮した景観形成に努めます。



大崎家住宅（令和元年10月指定）\*

- ①登録有形文化財に登録されている建造物
- ②優れたデザインを有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの
- ③地域の景観形成に取り組む上で重要なもの
- ④地域の風土、歴史、文化を感じさせるもの又は、地域の景観を先導することができるもの

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などを、景観重要樹木として指定します。

景観重要樹木は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる樹木で、以下の事項に該当するものとします。

景観重要樹木周辺においては、当該景観重要樹木との調和に配慮した景観形成に努めます。



観音町子どもの広場の黒松  
（令和3年1月指定）

- ①優れた樹容を有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの